

桑折町公告 第 31 号

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 6 及び桑折町財務規則（昭和 62 年規則第 2 号）第 1 1 2 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 24 日

桑折町長 高橋宣博

1	工 事 番 号	7 工桑教第 1 号	
2	工 事 名	桑折町立醸芳保育所解体工事	
3	工 事 場 所	福島県伊達郡桑折町字桑島三 地内	
4	工 事 等 種 別	建築工事	
5	工 事 概 要	桑折町立醸芳保育所の解体工事	
6	完 成 期 限	255 日間	
7	予 定 価 格	落札者決定後、町 HP にて公表する。	
8	最 低 制 限 価 格	有	
9	入札参加資格要件		入札に参加できる者は、入札時において次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
	①	令和 7・8 年度桑折町工事等請負有資格者名簿の 建築工事 に登録されている者。	
	②	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。	
	③	桑折町において入札参加資格制限（指名停止）措置を受けた者にあつては、その期間を経過している者。	
	④	解体工事における一般建設業許可又は特定建設業許可を受けている者。	
	⑤	建設業法第 26 条に定める主任技術者及び監理技術者の設置等必要な人員を配置できる者。	
	⑥	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされたもの者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領（平成 17 年桑折町訓令第 12 号）」により資格の再認定を受けた者。	
	⑦	評 点	建設業法第 27 条の 23 に基づく有効な「経営事項審査」を受けている者で、令和 7・8 年度 桑折町工事等請負有資格者名簿の 建築工事 の評点（総合点）が、910 点以上の者。
		地 域 要 件	桑折町及び隣接する国見町、伊達市に本社・支店・営業所を有する者。 但し、予め見積、入札及び契約等の権限を委任している支店・営業所であること。
⑧	納期到来分までの諸税に未納がない者。		
10	設計図書等の閲覧		

	①	閲 覧 場 所	桑折町役場庁舎 総務課 及び 町ホームページ
	②	閲 覧 期 間	<u>令和 7 年 6月24日 (火) ～令和 7 年 7月11日 (金)</u> (但し、土、日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時)
11	設計図書等に関する質問及び回答方法		
	①	質 問 方 法	指定様式(町ホームページよりダウンロード可)により桑折町総務課宛に FAX 及び電子メールで送信すること。なお、送信後は確認のため、必ず電話連絡をすること。
	②	質問書送付先	桑折町総務課 電話番号：024-582-2111 FAX024-582-2479 電子メールアドレス soumu@town.koori.fukushima.jp
	③	質問受付期間	<u>令和 7 年 6月24日 (火) ～令和 7 年 6月30日 (月)</u> 午後 5 時まで
	④	最終回答期限日時	<u>令和 7 年 7月3日 (木) 午後 5 時</u>
	⑤	回 答 方 法	最終回答期限までに質問者に対して FAX 及び電子メールで随時回答するとともに、町ホームページ及び設計図書の閲覧場所においても閲覧に供する。
12	入札保証金		免除。但し、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しないときは、見積に係る金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 5 に相当する額を納めなければならない。
13	入札方法		
	①	入 札 方 法	郵便による入札
	②	郵 送 方 法	一般書留又は簡易書留のいずれかによる「配達日指定」の方法。
	②	宛 て 先	〒 9 6 9 - 1 6 9 2 桑折町大字谷地字道下 2 2 番地 7 桑折町役場 総務課 行
	④	配 達 指 定 日	<u>令和 7 年 7月15日 (火)</u>
	⑤	郵便差出開始日	<u>令和 7 年 7月4日 (金)</u> ※再度、町ホームページ及び設計図書の閲覧場所において公表する「質問及び回答」を必ず確認の上、差出すること。
	⑥	郵便差出期限日	<u>令和 7 年 7月11日 (金)</u> ※内国郵便約款上、この郵便差出期限日と実際の差出可能日が異なる場合があるため、入札公告で指定した配達日に、配達日の指定が可能かどうかを差出ししようとする最寄の郵便事業者に必ず事前確認をすること。
14	⑦	提 出 書 類	ア.「入札書」及び「見積内訳書」を同封し、郵送により提出すること。 (入札書と見積内訳書の金額は一致すること。) イ.「入札書」は町指定様式によること。 ウ.「見積内訳書」は独自様式も可能だが、項目等に記載漏れがないこと。 (入札書と見積内訳書の様式は町ホームページよりダウンロード可) エ.郵送の際、封筒は「外封筒」と「中封筒」の二重封筒とし、「中封筒」には「入札書」及び「見積内訳書」を入れ、封かんの上、さらに「外封筒」に同封して郵送すること。(中・外封筒のサイズ指定は行わず独自の封筒でも可。) オ.「中封筒」に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者名、担当者連絡先(電話番号及び FAX 番号)及び入札書等在中の旨を記載すること。 カ.「外封筒」に、会社名、工事名、開札日及び入札書等在中の旨を記載すること。 ※中封筒及び外封筒の貼り付け用紙は別紙を参照
	入札(開札)日時		
	①	開札日時	<u>令和 7 年 7月16日 (水) 午後 1 時 30 分</u> ※開札は公開とし、入札参加者は傍聴人として出席することができる。
	②	開札場所	桑折町役場 庁議室
	③	開札立会人	<u>開札立会人は、入札参加者の中から選出する。選出は開札日前日に行い FAX 等で通知する。</u>

15	入札回数	1 回のみとする。
16	落札者の決定	落札者は、開札後に最低制限価格を下回らない最低価格入札者（落札候補者）の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に決定（事後審査）するので、落札候補者として指示を受けた者は、指示された日を含め 2 日以内に次の書類（町ホームページよりダウンロード可）を桑折町総務課まで提出すること。 ①条件付一般競争入札参加資格確認申請書 ②建設業法第 3 条第 1 項に規定する許可書の写し ③経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
17	契約事項	契約については、桑折町財務規則及び桑折町工事請負契約約款にもとづき締結する。
18	契約保証金	落札者は、契約金額の 10 分の 1 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合においては、契約保証金の納付を免除する。
19	入札の無効	
	①	9 の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札。
	②	その他、町において特に指定した事項に違反した入札。
20	その他	
	①	本件は、桑折町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 8 条）に規定する議会の議決に付すべき契約であり、議会の議決を得た場合に、本契約として成立するものとする。
	②	入札参加者が 1 社に満たない場合は当該入札を中止する。
	③	一度提出された入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
	④	郵便による入札を執行した場合において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止又は延期する場合がある。
	⑤	その他この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び当町の契約規則等の定めるところによる。
	⑥	本工事は、「桑折町週休 2 日等工事試行要領」（総務課財政係 HP 参照 https://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/soumu/8/1/15500.html) の対象工事である。 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。 本工事の発注方式は <u>発注者指定型で月単位の週休 2 日等工事</u> である

別 紙

- キリトリ線にそって切り取り、中封筒・外封筒それぞれの表面に糊付けする場合に使用して下さい。
- 任意で作成する場合でも、記載すべき事項が記入されていれば可能とします。

「中封筒」貼り付け用紙

キリトリ線

「 入 札 書 等 在 中 」

会 社 名	
工 事 名	桑折町立醸芳保育所解体工事
工 事 番 号	7 工桑教第 1 号
工 事 箇 所	福島県伊達郡桑折町字桑島三 地内
開 札 日	令和 7 年 7月16日（水）
担 当 者 名	
担 当 者 連 絡 先 (電話番号及び FAX 番号)	

郵便局窓口差出期限日 令和 7 年 7月11日（金）

配 達 指 定 期 日 令和 7 年 7月15日（火）

「外封筒」貼り付け用紙

キリトリ線

「 入 札 書 等 在 中 」

会 社 名	
工 事 名	7 工桑教第 1 号 桑折町立醸芳保育所解体工事
開 札 日	令和 7 年 7月16日（水）

郵便局窓口差出期限日 令和 7 年 7月11日（金）

配 達 指 定 期 日 令和 7 年 7月15日（火）